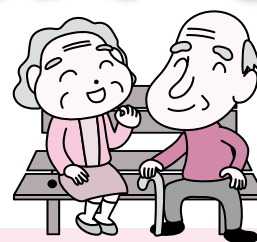


65歳以上の皆さんへ 介護保険料の納付について

皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。介護サービスが十分に整えられるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

☎ 高齢福祉課 (☎826-1111 内線2463)



平成24年度介護保険料と納め方

介護保険料の納め方は2種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります。

●特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方。年金の支給月(4月～翌年2月までの6回)に年金から差引きとなります。

●普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方。市から送付される納付書で納めていただきます。

※特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」(通知)を、普通徴収の方には「納入通知書」(封書)を **7月中旬**に発送します。

※年金を受給されていない方は、普通徴収となります。



所得段階	対 象 者	保険料(年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護を受けている方	2万2800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下の方	2万2800円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人は第1段階、第2段階以外の方	4万2700円
第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税の対象となる年金の収入額の合計が80万円以下の方	5万1300円
第5段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方	5万7000円
第6段階	本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が125万円未満の方	6万5600円
第7段階	本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が125万円以上200万円未満の方	7万1200円
第8段階	本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上500万円未満の方	8万5500円
第9段階	本人は市町村民税課税で、前年の合計所得が500万円以上の方	10万2600円

普通徴収の納期限と納付場所

納 期	納 期 限	納 期	納 期 限
第1期	平成24年7月31日	第5期	平成24年11月30日
第2期	平成24年8月31日	第6期	平成24年12月25日
第3期	平成24年10月1日	第7期	平成25年1月31日
第4期	平成24年10月31日	第8期	平成25年2月28日

●納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所または各支所・出張所で納付してください。

●便利な口座振替をおすすめします。申し込みは、下記の場所で受け付けています。(普通徴収のみ)

- ・市役所高齢福祉課、納税課
- ・各支所、出張所
- ・指定金融機関またはゆうちょ銀行

※通帳と通帳印をお持ちください。

介護保険料の納付が遅れると…

介護サービスを利用するときに、保険給付の支払方法の変更や保険給付の全部または一部の支払いの一時差し止め、保険給付額の減額など、保険給付の制限を受けることがあります。

納付についてのご相談は、随時、納税課(☎内線2333)で受け付けていますので、お早めにご連絡ください。

介護保険料などの減免

東日本大震災などにより甚大な被害を受けたり、失業・病気などで所得が著しく減少し、介護保険料の納付が困難となった方は、減免を受けられる場合があります。

また、介護サービス事業者に支払う利用料についても、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。